

香美町農業委員会総会(第5回)議事録

- 1 開催日時 令和8年7月24日(金) 9:30～9:50
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)

会長 1番 吉川 正人

会長職務代理者 2番 文堂 福一

委員 3番 米田 和弘

4番 岡田 久志

5番 川本 博文

6番 田中 憲二

8番 岡田 久仁子

9番 北村 宏明

10番 中村 実夫

11番 伊井 仁

12番 小西 敏

13番 西崎 武志

14番 小谷 直美
- 4 欠席農業委員(1人)

7番 井上 竹雄
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

1番 吉田 栄雄

2番 井垣 義和

3番 青山 政行

4番 福田 好美

5番 西村 幸代

6番 中村 健

7番 田野 豊博

9番 毛戸 誠

10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

8番 東垣 泰彦
- 7 議事日程

第1 会期の決定 7月24日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第9号 非農地証明願承認について

第4 議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 榎 秀俊

事務局次長 北村 雅彦

書記 小林 弘嗣
- 9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長	日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は8番「岡田久仁子委員」と9番「北村宏明委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、8番「岡田久仁子委員」と9番「北村宏明委員」よろしくお願ひします。

議 長	日程第3 議案9号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
-----	--
- 1

事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから11ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第9号 番号1番の非農地証明願について、7月15日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「小谷直美委員」及び現地調査委員であります「岡田久仁子委員」が現地調査をしていますので、「岡田久仁子委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	現地調査の報告をいたします。申請地は地区内にあります神社とJRの間にある土地になります。現況写真にありますように、現在は雑木などが生えている状態で、非農地証明の申請が出ています。皆さま審議をお願いします。
議 長	「岡田久仁子委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第9号 番号2番の非農地証明願について、7月15日に現地調査委員であります「小西敏委員」と「西崎武志委員」及び現地調査委員であります「伊井仁委員」が現地調査をしていますので、「伊井仁委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	現地調査の報告をいたします。申請地は集落内の道路の横の土地になります。現況写真のとおり、2、30年前から車庫が建っていて、その横は庭として使われていました。譲渡人が高齢となり、地目の整理を行うための申請となっています。皆さま審議をお願いします。
議 長	「伊井仁委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第4 議案第10号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①12ページから23ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第10号 番号1番の申請について、7月15日に現地調査委員であります「小西敏委員」と「西崎武志委員」及び担当委員であります「伊井仁委員」が現地調査をしていますので、「伊井仁委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

14番	現地調査の報告をいたします。申請地は先ほどの非農地証明の場所の裏になります。現在は柵をして囲って管理をされている状況です。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「伊井仁委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
6番	譲受人は農業はいつからされているんですか。
事務局	まだ始めていません。隣の家を買われたようでこれから始めるとのことでした。
6番	移住してくるということですか。
事務局	移住されるかどうかは定かではありません。買われた家の隣でナスやジャガイモなどの野菜を作りたいとの意志はあるようです。何か月かに1度はやってきて管理はされるようです。
議 長	他に質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第10号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
<hr/>	
議 長	次に議案第8号 番号2番の申請について、7月15日に現地調査委員であります「小西敏委員」と「西崎武志委員」が現地調査をしていますので、「小西敏委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。申請地につきましては県道沿いにある農地になります。近隣の農地を耕作している譲受人が譲渡人から購入するという申請になっています。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「小西敏委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
8番	譲受人の年齢が73歳となっていますが先の見込み的なものはあるのでしょうか。
事務局	息子さんがおられるのであるのではないのでしょうか。
13番	事務局にお尋ねします。1筆が持ち分1／2となっていますが教えてください。
事務局	1筆については譲渡人の単独の名義になっています。もう1筆については譲渡人ともう1名の共有名義となっています。その内、譲渡人の持ち分だけを渡すということになります。
13番	分筆とかはできているのでしょうか。
事務局	分筆ということではありません。所有権の持ち分は共同で持っているということで、ここからここまでが譲受人というイメージではありません。2人がこの1筆を管理しているということです。ただこちらの筆についてはある程度の分けがしてあるように言っておられました。
議 長	そのほかに質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第10号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
<hr/>	

議 長	次に議案第10号 番号3番の申請について、7月15日に現地調査委員であります「小西敏委員」と「西崎武志委員」が現地調査をしていますので、「小西敏委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。申請地につきましては県道沿いにある農地になります。隣接する農地を所有、耕作している譲受人が当該農地を取得するための申請となります。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「小西敏委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第10号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

印

印